

平日のお問い合わせ先

福岡県住宅供給公社
【受付時間】 平日：8:30～17:15

○家賃、駐車場関係、各種申請等の受付・相談

お問い合わせ先	電話番号	担当地区
福岡管理事務所	092-713-1683	福岡地区
北九州管理事務所	093-621-3300	北九州地区(京築地区以外)
行橋出張所	0930-23-2324	京築地区(行橋市、豊前市、築上郡、京都郡)
筑後管理事務所	0942-30-2660	筑後地区(大牟田地区以外)
大牟田出張所	0944-51-3500	大牟田地区(大牟田市、柳川市、みやま市)
筑豊管理事務所	0948-21-3232	筑豊地区(直方、田川地区以外)
直方出張所	0949-24-4590	直方地区(直方市、宮若市、鞍手郡)
田川出張所	0947-42-9400	田川地区(田川市、田川郡)

○一般的な修繕の受付・相談

お問い合わせ先	お問い合わせ内容	電話番号	担当地区
建設事業部 保全事業課	建築に関すること (雨漏れ・床鳴り・扉の建付け等)	092-781-8011	福岡地区、筑後地区
		093-621-4400	北九州地区、 筑豊地区※
	設備に関すること (漏水・水が出ない・お風呂がつかない・電気がつかない等)	092-781-8019	全地区

※ 筑豊地区の問合せ先については、令和6年4月1日(月)より上記のとおり変更となりますので、ご注意ください。

○上記以外のこと

県営住宅管理部 管理課 TEL 092-781-8029

夜間・土日祝日の緊急時の連絡先

県営住宅緊急通報受信センター
TEL 092-751-9686

【受付時間】

平日：17:15～翌朝8:30 土日祝日：終日(24時間)

連絡の際は「団地名、棟番号、住宅番号、氏名、電話番号及び故障等の状態」を正確にお伝えください。また、修繕の費用は入居者負担となる場合があります。

漏水、水が出ない、電気がつかない、ブレーカーの復旧など緊急の修繕が必要な事態が発生した場合、火災等の事故が発生した場合もご連絡ください。

県営住宅だより

令和6年3月

この「県営住宅だより」には、県営住宅に入居されている皆さんにお知らせしたいことや、守っていただきたいことを掲載しています。よく読んでご利用ください。

団地の生活は共同生活ですので、いろいろなルールがあります。お互いに譲り合い、助け合って、住みよい団地になるよう、ご協力をお願いします。

延滞金納付書の別途送付が開始されました。

銀行窓口での延滞金を計算して収納する事務が廃止されたことに伴い、延滞金納付書が別途送付されています。家賃滞納により延滞金納付書が届いた方は、速やかに銀行へ納付されますようお願いいたします。延滞金納付書を紛失された際は、福岡県建築都市部県営住宅課(092-643-3739)までお問い合わせください。

共益費は、必ず納めましょう。

あなたを含め、入居者の皆さんの団地生活のために必要な費用です。

共益費は、入居者の皆さんが普段利用されている廊下灯・防犯灯(外灯)・エレベーター等の電気料金の支払いや汚水処理施設など共同施設の維持運営費などに使われています。共益費は自治会等が徴収し、自主的に管理していますが、不足すると支払いができなくなり、皆さんの生活に支障をきたすこととなります。必ず期限内に共益費を納めましょう。

下記のことについて、苦情やご相談が特に多く寄せられています。入居されている皆さんが、快適に過ごすことができるようご協力ください。



- **県営住宅では、犬や猫などの動物を飼ってはいけません**
一時的に預かることも、団地の敷地内で野良猫などにエサを与えることも禁止です。鳴き声、臭い、排泄物、アレルギーなど、団地に住む他の人に迷惑や害を与えることとなります。
- **トイレや流し台に異物を流さないようにしましょう**
トイレにトイレットペーパー以外のもの(おむつや生理用品、ティッシュペーパーなど)、流し台に油や生ごみなどを流され、汚水処理施設(浄化槽や下水処理場など)の故障が発生しています。また、汚水管や排水管の詰まりの原因にもなります。
- **団地内や道路での不法駐車は、やめましょう**
通路等への駐車は歩行者の視界を遮るなど、事故の原因になる可能性もあり、大変危険です。また、ゴミ収集車などが通れない、緊急時に消防車や救急車が通れないなど支障が生じます。
- **ごみは「決められた日」に「指定の場所」に出しましょう**
お住まいの自治体の指示に従ってください。家具やテレビなどの粗大ゴミは、通常のごみの日には回収されません。



- **生活騒音に気をつけましょう**
日常生活を営む上で、生活音は必ず発生するものですが、集合住宅においては、時にトラブルにつながるケースも見受けられます。お互いに気をつけて、トラブル回避に努めましょう。
(トラブルにつながるやすいケース)
・深夜に洗濯機、掃除機を使う・深夜に居室内で動き回り騒ぐ・ドアやふすまを強く開け閉めする

火災には十分ご注意ください！

県営住宅においても火災が発生しています。万が一、不注意により火元となった場合は、お住まいの住宅だけでなく、放水などでも他の居住者に被害を与えることになります。また、損害賠償だけではなく、原則、退去していただくことになります。

火災警報器の作動確認をしてください！

- 点検ボタンを押すか、点検ひもをひっぱるか、作動確認をしてください。作動確認しても火災警報器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです。
- 電池を交換後、再度作動確認をしても反応がない場合は、最寄りの管理事務所までご連絡ください。



避難経路を確認してください！

避難経路を確認してください。バルコニーから避難する場合は、避難器具により下階へ避難します。バルコニーに避難器具がない場合は、隔て板を破って避難器具があるところまで移動しなければなりません。

そのため、隔て板、避難器具及び避難器具の下降空間に障害物があると、避難に支障をきたしますので、障害となるものは置かないでください。

団地で「消防訓練」を行いましょ

火災や災害は、いつ、どこで発生するかわかりません。火災時に落ち着いて行動できるよう、各団地でも「消防訓練」を行いましょ。

日頃から自然災害に備えましょ！

慌てずに災害に対応するためには、事前に備えることが大切です。

ハザードマップで避難場所を確認し団地で「避難訓練」を行いましょ

お住まいの市町村のハザードマップで指定されている浸水想定区域・土砂災害警戒区域などを確認するとともに、避難場所の位置、そこに至る避難経路を確認しておきましょ。また、定期的な「避難訓練」を行いましょ。

ひとり暮らしの高齢者が安心して生活できる団地を目指して

- 県営住宅にひとり暮らしをされている高齢者の「鍵の預け先登録制度」を行っております。
 - 緊急時に迅速に対応できるように、ご自宅の鍵を預けておられる方のお名前や連絡先を登録しておくことができます。
 - 登録を希望される方は、最寄りの管理事務所までご連絡ください。（連絡先は最後のページに記載しています。）
- 県営住宅では、ひとり暮らしの75歳以上の高齢者を対象に「見回り訪問」を行っています。
- お住まいの市町村では、緊急時に消防署やコールセンターに支援を要請することができる「緊急通報サービス事業」を実施したり、NPOや企業が実施する「緊急通報サービス」の情報提供を行ったりしています。詳しくは、お住まいの市町村の福祉担当部署にご相談ください。



家賃は納期限までにお支払ください！

家賃は、その月の末日（金融機関が休みの場合は翌営業日）までに納付をお願いします。家賃滞納が続くと住宅明け渡しの対象となりますので、滞納しないように、ご注意ください。

家賃の支払いには、便利な口座振替や代理納付制度をご利用ください

- 口座振替にすると銀行に出かける手間が省け、払い忘れの防止にもなります。
- 手続きは、納付書の後ろのページに綴ってある「県営住宅 口座振替依頼書」に必要事項を2枚とも記入して、納付書と一緒にご利用の金融機関にお申し込みください。
- 郵便局での自動支払を希望される方や、口座振替依頼書が手元にない方は、最寄りの管理事務所までご連絡ください。
- 振替日は月末（金融機関が休みの場合は翌営業日）、再振替日は15日（金融機関が休みの場合は翌営業日）です。振替できるよう、口座の残高が不足しないようにしてください。※再振替もできなかった場合は納付書をお送りしますが、延滞金が発生します。
- 生活保護法による住宅扶助費を受給されている方は、福祉事務所が入居者に代わって、県営住宅家賃を直接納付する「代理納付制度」が利用可能です。（詳しくは、福祉事務所にご相談ください。）

収入に応じた家賃になるよう収入申告は毎年必ず行いましょ

- 収入に応じた家賃にさせていただくためには、毎年、収入申告書の提出が必要です。
- この提出していただいた収入申告書をもとに、翌年度の家賃を決定しています。
- 毎年6月頃に、収入申告書の提出を依頼する文書をお送りしています。
- 収入申告書を提出されない場合は、1番高額な家賃になりますので、必ず収入申告書を提出してください。

このようなときは、最寄りの管理事務所にお早めにご相談ください

- 入居者に異動（出生・転入・転出・死亡など）があるとき。（申請・届出が必要です。）
 - ※転入には条件のある場合があります。申請・承認のないまま入居者以外の者を同居させると、不正入居になります。
- 県営住宅から退去するとき。（届出が必要です。引越日の2週間前までにご連絡ください。）
- 病気などで階段の上り下りが困難になったため、低層階への住替を希望するとき。
- 収入の減少（退職・転職）により家賃の見直しを希望するとき。
- 15日以上不在にするとき。（長期間使用しない旨の届出が必要です。）



ご注意！結露を防ぎましょ

- 結露とは、室外と室内の温度差により暖かく湿った空気が冷えて水滴となる現象です。暖房器具を使用する冬季や湿気の多い梅雨時期に結露が起こりがちです。
- 予防のためには、暖房器具使用時の換気、押入れを閉めたままにしない、炊事のときは換気扇を回す、換気用小窓は開けておくこと等が大切です。※結露の発生防止対策およびカビの発生による汚れについては、県では対応できませんのでご注意ください。

